

# 公認会計士資格の適切な表記と集計 に関する実務担当者研修

－公認会計士資格の誤表記の事例から学ぶ－



◆ 日本公認会計士協会

# 目次

---

1. はじめに
2. 公認会計士登録制度について
3. 会長声明
- 4-1. 協会による一斉調査の実施
- 4-2. 調査結果概要
5. 分析結果
6. 監査事務所の対応
7. 事例紹介
  - <参考①> 公認会計士資格登録までの流れ
  - <参考②> 公認会計士資格登録までの流れ
  - <参考③> 有価証券報告書の訂正の例
8. 監査概要書作成に当たっての留意事項
9. おわりに

# 1. はじめに

---

- 2022年7月以降、複数の監査法人において、公認会計士登録がされていないにもかかわらず、有価証券報告書等の書類に公認会計士として集計されている事例が確認されたとの公表が行われた。
- 無資格者が公認会計士の名称を使用していた場合には、公認会計士法第48条をはじめとする関係法令に違反する可能性がある行為であり、監査法人には、使用人その他の従業者の監督や業務管理体制の整備が求められている。
- 公認会計士資格の誤記は法令違反に繋がる登録制度の根幹に関わる問題であり、誤った情報を開示して利用者に誤解を生じさせ、被監査会社の有価証券報告書の訂正に繋がるものでもある。社会に多大なるご心配とご迷惑をお掛けしたことを深刻に受け止めている。

## 2. 公認会計士登録制度について

### 公認会計士法

(名称の使用制限)

**第48条** 公認会計士でない者は、公認会計士の名称又は公認会計士と誤認させるような名称を使用してはならない。

第53条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

2 第48条第1項の規定に違反した者（第54条第3号に該当するものを除く。）は、百万円以下の罰金に処する。

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

三 公認会計士又は外国公認会計士となる資格を有する者で第48条第1項の規定に違反したもの

### <公認会計士登録制度の趣旨>

「・・・現実に業務を行う者の氏名、事務所等の必要な事項が登録され、常時これらの実態が明らかにされることにより、公認会計士の品位と公正な業務の執行を確保し、その社会的信用を高めるための自主措置が、日本公認会計士協会によって手当てされることを期待し、併せて、無資格者が公認会計士の名称を使用することや監査証明業務を行うことを取り締まることに資するところにあると解される。」 出典「新版 公認会計士法」P168（2009年、羽藤秀雄元金融庁総務企画局参事官兼企業開示参事官、同文館出版）

### 3. 会長声明

2022年12月26日

会員各位

日本公認会計士協会  
会長 茂木 哲也

#### 公認会計士資格の適切な表記と集計の要請について

2022年7月15日及び同年9月9日付けプレスリリース「会員監査法人における公認会計士資格の表記に関する誤りについて」において公表したとおり、複数の会員監査法人において、公認会計士登録がされていないにもかかわらず、公認会計士として書類上記載がされている事案が確認されました。

これらのことを踏まえ、当協会では、上場会社監査事務所名簿に登録された監査事務所に対して、公認会計士資格表記の誤りがないかの自己点検と、当協会への報告を求めた結果、複数の上場会社監査事務所の作成した書類や名刺において表記の誤りが発生している状況を把握いたしました。また、監査事務所から誤った情報を提供したことにより被監査会社の有価証券報告書の記載誤りに繋がっている事案も認められております。被監査会社をはじめとする全てのステークホルダーの皆様へ、多大なるご心配とご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

当協会は、自主規制団体として、本件事案の発生を深刻に受け止めるとともに、公認会計士登録制度の根幹にかかわる問題と認識し、当該監査事務所に対して、今後同様の事案が生じないように厳重注意するとともに、個々の原因分析結果に基づいた再発防止策の策定と実行を要請し、当協会に報告するよう、会則に基づく勧告を行いました。

今後、適切な再発防止策の策定と実行によって、当該監査事務所の業務管理体制の改善が着実に実施され、再発防止に繋がるよう指導・監督を進めるとともに、その誤表記の態様や状況に応じて会則に基づき厳正に対処いたします。

当協会では、上記のほか再発防止のための必要な対応を行ってまいります。

会員各位には、公認会計士の登録制度が公認会計士制度の根幹をなすものであることを再認識し、公認会計士資格の登録に基づいた適切な表記や集計を行うよう強く要請します。

以上

## 4-1. 協会による一斉調査の実施

### 目的

- ① 金融商品取引法に規定される、公認会計士による監査証明を受けなければならない規定に違反する行為や、監査概要書の提出に関し虚偽の報告を行っていないか（金融商品取引法第193条の2）
- ② 公認会計士でない者が、公認会計士の名称を使用していないか（公認会計士法第48条）
- ③ 監査法人において使用人その他の従業者を監督しているか（公認会計士法第34条の14の3）
- ④ 監査法人において業務管理体制を整備しているか（公認会計士法第34条の13）

### 対象

上場会社を担当している全ての監査事務所（135事務所\*）

\* 2022年9月に上場会社監査事務所部会に登録している事務所で、調査対象期の監査を行った事務所

### 内容

- ① 直近期の有価証券報告書及び監査概要書といった法定書類・被監査会社への説明資料の誤記載の有無
- ② 公認会計士でない者が名刺等で公認会計士と名乗っていないことを自己点検し協会に報告

## 4-2. 調査結果概要

※調査結果概要は、記者会見（2022年12月26日）で公表済

(1) 有報等の法定書類・被監査会社への提出資料の誤記載事例（以下「誤記載」という。）

	本人の認識有り	本人の認識無し	事務所数
誤記載有り	検出	検出	4事務所
	—	検出	14事務所
誤記載無し	—	—	117事務所

※「本人の認識有り」とは、誤記載の対象者が当該誤記載のあった資料作成やチェックに携わるなどにより、誤記載を認識していた者を指す。

(2) 公認会計士でない者が名刺等で公認会計士と名乗っていた事例（以下「名刺」という。）

事務所数	内容
2事務所	公認会計士登録前及び修了考査合格前の者に名刺を用意した。 一部の者が使用を開始しており、回収作業を実施。
	公認会計士登録前の者に名刺を用意した。 当該者が名刺を渡す際は、公認会計士登録手続中のため公認会計士ではなく公認会計士試験合格者である旨を説明していた。

## 5. 分析結果（1/7）

---

### （1）「誤記載」に関する分析結果

#### ① 「誤記載」の態様

ア. 有価証券報告書及び監査概要書といった法定書類における誤記載

有価証券報告書では補助者の人数、監査概要書では補助者の人数や時間の集計について、公認会計士でない者を公認会計士として誤ったもの

イ. 監査契約書、監査計画書、監査結果報告書といった被監査会社への説明資料における誤記載

補助者について、人数や時間の集計を誤ったものや、公認会計士でない者を公認会計士と表記したもの



## 5. 分析結果（2/7）

---

### ② 「誤記載」の状況

#### ア. 書類作成者の誤認・誤記載

##### (ア) 誤認

- ・ 公認会計士未登録者を登録済と誤認したケース
  
- ・ 他の専門家（IT専門家、米国公認会計士等）を日本の公認会計士と誤認したケース

## 5. 分析結果 (3/7)

---

### ② 「誤記載」の状況

#### ア. 書類作成者の誤認・誤記載

##### (イ) 集計ミス

- ・ 公認会計士ではないことを理解していながら、集計時に誤り、公認会計士に含めたケース
- ・ 資料作成時に公認会計士であったため、期中で公認会計士登録した者に対しても期首から公認会計士として集計したケース
- ・ 登録抹消していた中途採用者に対して、再登録前の期間も公認会計士として集計したケース
- ・ 業務管理システムから検索した数字を集計する際にミスをしたケース
- ・ 同一人物を、公認会計士とその他の補助者の双方に二重計上したケース

## 5. 分析結果（4/7）

---

### ② 「誤記載」の状況

#### ア. 書類作成者の誤認・誤記載

##### (ウ) 作成ミス

- ・ 集計結果の表記を誤ったケース
- ・ 昨年度の資料をそのまま利用し、公認会計士の表記の修正漏れをしたケース
- ・ 資料作成時は未登録であったが、早急に登録するので問題ないと判断したケース  
（自己判断、又は上司と相談）
  - － 登録申請中と会社には説明して記載したケース
  - － 資料作成時は未登録であったが、監査期間中の大部分は公認会計士となるので問題ないと判断したケース

## 5. 分析結果 (5/7)

---

### ② 「誤記載」の状況

- イ. 被監査会社による誤記載のケース（契約時や過年度の数値を有価証券報告書に記載）
- ウ. 人数を過大に記載（特定の個人を間違えたものではないケース）

#### （以下、「誤記載」について認識があったケース）

- エ. 誤記載を認識していたが、修正の行動をとらなかったケース
- オ. 誤記載を認識していたが、被監査会社からの問合せに対して不明瞭な説明を行ったケース

## 5. 分析結果（6/7）

### ③ 発生原因

個人

- ア. 公認会計士の名称を使用することの重要性の意識の欠如
- イ. 法定書類の重要性の認識不足（監査業務の信頼性を確保する指標の一つであることの認識不足）
- ウ. 業務管理システムや人事データベース等のツールを利用しているにも関わらず、注意の不足や検証の不足

法人

- エ. 監査事務所内の職位と資格が連動していないケース（公認会計士登録者と非登録者が混在している職位がある。）があり、誤認を生じやすい状況の存在
- オ. 資格情報を確認する必要があることの周知不足
- カ. 監査事務所における管理体制の整備不足
  - ・ 業務管理システムや人事データベース等のツール利用の不徹底、又は監査事務所が定めた手続を行わなかったことによる誤記載
  - ・ 被監査会社が作成した資料の確認漏れ
- キ. 監査業務に特有の状況から、誤記載が発生しやすい状況の存在（ex.監査業務は決算月を超えて行われ、次年度の監査チームと混同。）
- ク. 上席者による確認不足

## 5. 分析結果（7/7）

---

### （2）「名刺」に関する分析結果

#### ① 発生の態様

- ア. 監査事務所が公認会計士登録前及び修了考査合格前の者に名刺を用意し、一部の者が使用を開始したもの
- イ. 監査事務所が公認会計士登録前の者に名刺を用意し、公認会計士登録手続中と伝達の上で使用したもの

#### ② 発生状況

- ア. 名刺発注用データ作成時に、資格部分を間違え発注したケース
- イ. 昇任者を公認会計士登録済みであると誤認し発注したケース
- ウ. 公認会計士登録抹消中の者が再入社した際に、登録手続中にもかかわらず古いデータで発注したケース

#### ③ 発生原因

- 個人 ア. 公認会計士の名称を使用することの重要性の意識の欠如
  - イ. 本人の確認不足

---

  - 法人 ウ. 資格情報を確認する必要があることの周知不足、確認漏れ
  - エ. 公認会計士登録者と非登録者が混在している職位があり、誤認を生じやすい状況の存在
-

## 6. 監査事務所への対応（1/3）

### ● 監査事務所における再発防止策（例）

【誤記載】

監査事務所毎に、発生原因に応じて、以下の再発防止策を実施（予定を含む。）

- |   |  |
|---|--|
| 1-1.事務所内に向けたメッセージの発信、事案の周知と注意喚起の実施                                | 1-6.会社向け説明資料の様式の見直しと注意事項の明記                            |
| 1-2.研修の実施（事案の周知・原因分析・再発防止策）                                       | 1-7.職階の昇任条件に公認会計士登録の完了を要件化。監査チームで重要な役割を担っている者を公認会計士とする |
| 1-3.マニュアルの見直し（ルール化、チェックシートのリリース、ツール利用の義務化）、ダブルチェックの義務化、登録状況の確認の徹底 | 1-8.速やかな公認会計士登録の推奨、登録申請の早期化に向けたサポートの実施、開業登録の義務化        |
| 1-4.モニタリング体制の整備・強化（記載する資格情報の調書化と査閲の実施）、品質管理本部でのモニタリングの仕組みの導入      | 1-9.資格登録状況の開示（職員名簿での開示、シニアスタッフ以上の職階で公認会計士登録されていない者の周知） |
| 1-5.監査チーム編成に当たり、チーム全体の適性及び能力を評価（職階のみならず資格を考慮事項とする旨の規定改定）          | 1-10.責任の明確化（処分の実施）                                     |

## 6. 監査事務所の対応（2/3）

---

### ● 監査事務所における再発防止策（例）

【名刺】

監査事務所毎に、発生原因に応じて、有価証券報告書等の誤記載への対応に加えて、以下の再発防止策を実施（予定を含む。）

2-1.運用方法の明確化（社内規定の見直し、手順の整備と明確化、運用の徹底、作成指示と、人事担当者、作成者担当者の役割の明確化とダブルチェックの規定化。）

2-2.本部が全国を所管する形に組織変更（地域の管理部の廃止）

2-3.名刺の先行手配の禁止



## 6. 監査事務所の対応 (3/3)

※監査法人では、各事務所毎の発生原因に応じて、再発防止策を実施（予定を含む。）している。

	原因	再発防止策（例）	
誤記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>名称使用の重要性の意識の欠如、法定書類の重要性の認識不足</li> <li>注意不足</li> <li>職位と資格の混在</li> <li>事務所の管理体制の不足（ツール利用の不徹底、手続未実施、確認漏れ）</li> <li>監査特有の状況（決算期後の業務）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務所内メッセージの発信</li> <li>研修実施</li> <li>マニュアル見直し</li> <li>昇任条件を登録完了とする</li> <li>登録サポート実施</li> <li>登録状況の事務所内での周知</li> <li>処分の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリング体制の整備・強化</li> <li>監査チーム編成の適正・能力の評価</li> <li>説明資料の様式の見直し</li> </ul>
名刺	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要性の意識の欠如</li> <li>本人の確認不足</li> <li>周知不足、確認漏れ</li> <li>職位と資格の混在</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>運用方法の明確化</li> <li>管理体制の変更</li> <li>名刺の先行手配の禁止</li> </ul>

## 7. 事例紹介（1）

---

### 事例 1

修了考査に合格しており、すでに登録手続中であったため、資料作成者が問題ないと判断し、公認会計士として記載及び集計をした。

### 対策

- 公認会計士の名称を使用することの重要性及び法定書類の重要性を注意喚起すること
- 上席者による確認を怠らないこと
- 上場会社の監査における現場責任者の選任に当たっては、品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準報告書220「監査業務における品質管理」に基づき、必要な適性及び能力を有していることを再度確認すること

## 7. 事例紹介（2）

---

### 事例 2

監査概要書の記載方法の認識不足により、期中に公認会計士登録した者を、期首から公認会計士として監査時間の集計をした。

### 対策

- 監査概要書の記載方法の再確認及びマニュアルの見直し
- 上席者による確認を怠らないこと
- 上場会社の監査における現場責任者の選任に当たっては、品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準報告書220「監査業務における品質管理」に基づき、必要な適性及び能力を有していることを再度確認すること

## 7. 事例紹介（3）

---

### 事例3

- 審査担当の公認会計士を監査チームの公認会計士に含めて集計した。
- 監査チームにいる公認会計士登録の無い専門家（税理士、USCPA、ITの専門家等）を公認会計士と誤認し集計した。

### 対策

- 監査概要書等記載方法の再確認及びマニュアルの見直し
- 上席者による確認を怠らないこと
- 事務所の人事システム又は協会の『公認会計士等検索システム』等を利用し、最新の登録状況を確認すること

## 7. 事例紹介（4）

### 事例 4

- シニアスタッフに昇任したため、担当者が公認会計士登録済みと誤認して、名刺を発注した。
- 公認会計士登録抹消中の者が再入社した際に、登録手続中にもかかわらず、古いデータで名刺を発注した。

### 対策

- 公認会計士の名称を使用することの重要性を注意喚起すること
- 協会の『公認会計士等検索システム』等を利用し、最新の登録状況を確認すること
- 修了考査に合格しているにもかかわらず、長期にわたり公認会計士登録していない者への対応を行うこと
- 名刺を受け取った本人も記載内容を確認すること

## <参考①> 公認会計士資格登録までの流れ



【参考】公認会計士開業登録（申請書の作成、登録の手引き等） [https://www.hp.jicpa.or.jp/app\\_kaigyoo/action/initLogin](https://www.hp.jicpa.or.jp/app_kaigyoo/action/initLogin)

### 公認会計士法 (登録の義務)

**第17条** 公認会計士となる資格を有する者が、公認会計士となるには、公認会計士名簿に、氏名、生年月日、事務所又は勤務先その他の内閣府令で定める事項の登録（以下この章において単に「登録」という。）を受けなければならない。

※ 公認会計士となる資格を有する者であっても、公認会計士の開業登録申請を行い、公認会計士名簿への登録が完了するまでは、「公認会計士」の名称を使用することはできません。

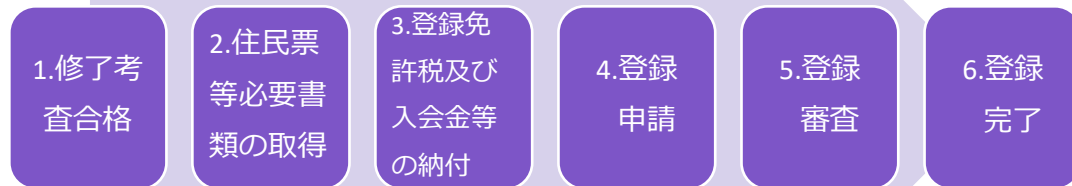
※ 修了考査合格後、公認会計士としての登録が完了するまで、通常、数か月はかかります。

## <参考②> 公認会計士資格登録までの流れ

### 監査業務



### 修了考査合格から開業登録までの流れ



## <参考③> 有価証券報告書の訂正の例

### 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2022年6月×日に提出いたしました第×××期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

#### 第一部【企業情報】

#### 第4【提出会社の状況】

#### 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

#### (3) 監査の状況

#### ③ 会計監査の状況

#### d. 監査業務に係る補助者の構成

(訂正前)

公認会計士 10名・その他 5名

(訂正後)

公認会計士 9名・その他 6名

(実際の提出書類を参考にしていますが、数値等に修正を加えており、特定の会社と結び付ける意図はありません。)



## 8. 監査概要書作成に当たっての留意事項（1）

### 監査人の状況

**Q 1** 「監査責任者等の氏名」には、期中に退任した監査責任者も記載しますか。

**A 1** 期中に退任した者も記載し、備考欄に注意書きを付してください。  
【記載例】×年×月×日（期中）に退任しました。

1 監査人の状況(3) ↩

(1)監査責任者等の氏名 ↩

氏名 <small>↩</small>	連続して監査人であった会計期間又は 連続して監査に関与した会計期間 <small>↩</small>	備考 <small>↩</small>
指定有限責任社員 ○○○○ <small>↩</small>	3会計期間 <small>↩</small>	<small>↩</small>
指定有限責任社員 △△△△ <small>↩</small>	1会計期間 <small>↩</small>	×月×日（期中）に退任 しました。 <small>↩</small>

**Q 2** 「補助者の人数」には、審査担当者的人数も含めますか。

(2)補助者の状況 ↩

補助者の人数 人 ↩

**A 2** 審査担当者は含めません。

## 8. 監査概要書作成に当たっての留意事項（2）

### 監査の実施状況

**Q3** 期中で「試験合格者」から「公認会計士」にステータスが変更となった監査従事者の人数及び従事時間数の記載方法を教えてください。

**A3** 人数は、最終関与日（チャージ日）のステータスに基づき、「公認会計士」の人数に含めます。従事時間数は、それぞれのステータスで従事した時間を「公認会計士」と「その他」に分けて記載します。

### その他、監査従事者数の人数及び従事時間数の集計に当たっては、

- ・当年度の監査業務に係る分のみを集計することとし、前年度又は次年度の人数や時間が含まれないように留意してください。
- ・シニア等の監査事務所内の職位でもって、公認会計士であると判断することがないように留意してください。
- ・「監査責任者又は業務執行責任者」、補助者の「公認会計士」及び「その他」、「審査担当者」について、二重カウントしたことにより誤集計しているケースがあるので、ご注意ください。

【参考】協会ウェブサイト『[監査概要書等（写）の協会への提出に当たっての留意事項及び記載例](#)』には、他にも記載上の留意事項を記載しておりますので、監査概要書等の作成に当たっては、一度内容をご確認ください。

## 9. おわりに

---

- 有価証券報告書や監査概要書は、法定書類であることを再認識する必要があります。
- 公認会計士の人数や従事時間は、監査の品質を確認する指標の一つでもあります。
- 会社の数字が正しいかどうかを確認し、監査意見を表明する公認会計士が、人数や時間を誤って報告していることは、監査意見の信頼性にも関わります。また、監査報酬の観点からも適正な報酬見積りとなっているのか、との疑念を生むことにも繋がります。
- 公認会計士法が昨年改正され、今年の4月から施行されています。会計監査の信頼性の確保を通じて、企業の財務書類の信頼性を一層高めていくために、上場会社の監査人に対して、規律の高度化が求められています。また、その情報開示の拡充が義務付けられており、我々は適切な対応を進めることが必要です。
- 社会からの目は、我々、公認会計士業界の者が考えているよりも厳しいことを理解する必要があります。

●● 信頼の力を未来へ  
jicpa

 日本公認会計士協会